

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年5月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500661号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600027号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成22年12月28日及び平成23年8月31日は26万円、同年12月28日は25万5,000円、平成24年8月31日は26万5,000円、同年12月28日は26万円に訂正することが必要である。

平成22年12月28日、平成23年8月31日、同年12月28日、平成24年8月31日及び同年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月28日、平成23年8月31日、同年12月28日、平成24年8月31日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月
② 平成23年8月
③ 平成23年12月
④ 平成24年8月
⑤ 平成24年12月

厚生年金保険の記録では、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、当該期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与台帳及びB市から提出された個人市・県民税回答書等により、請求者は、請求期間①から⑤までにおいて賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、前述の賞与台帳により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は26万円、請求期間③は25万5,000円、請求期間④は26万5,000円、請求期間⑤は26万円に訂正することが妥当である。

また、請求期間①から⑤までに係る賞与支給日については、A社が、「夏の賞与は8月31日、冬の賞与は12月28日に支給した。」旨回答していることから、請求期間①は平成22年12月

28日、請求期間②は平成23年8月31日、請求期間③は同年12月28日、請求期間④は平成24年8月31日、請求期間⑤は同年12月28日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500805号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600028号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月28日及び平成22年8月31日の標準賞与額を26万5,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月28日及び平成22年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月28日及び平成22年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月
② 平成22年8月

厚生年金保険の記録では、請求期間①及び②に係る標準賞与額が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、当該期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与台帳及びB市から提出された個人市・県民税回答書等により、請求者は、請求期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から26万5,000円に訂正することが妥当である。

また、請求期間①及び②に係る賞与支給日については、A社が、「夏の賞与は8月31日、冬の賞与は12月28日に支給した。」旨回答していることから、請求期間①は平成21年12月28日、請求期間②は平成22年8月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時。平成22年1月以降、年金事務所)に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500976号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600025号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日又はB社(現在は、C社)における同資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年1月30日から同年2月1日まで

昭和55年4月1日にA社D店に入社し、同店が、同社のフランチャイズ店であるB社となった以降も引き続き昭和59年9月11日まで勤務していたが、請求期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間は、勤務場所、従業員及び得意先も変わっておらず、継続して勤務していたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主及び同僚の陳述から、請求者が請求期間において、同社又はB社に勤務していたことが認められる。

しかし、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、A社の事業主は、「当時の資料を保管していないので不明である。」旨陳述している上、当該事業主並びにA社D店及びB社において事務を担当していたとする者は、請求期間当時の社会保険事務及び給与計算事務は税理士に依頼していた旨陳述しているところ、当該税理士は、「私は事業所で記帳された内容に基づいて会計処理を行っていたが、当時の資料は保管していないので何も分からない。」旨陳述している。

一方、請求期間当時、A社D店の店長であったC社の事業主は、「B社は、A社から昭和56年2月1日に業務を引き継ぎ、同日以降、最初に各人に支給した給与から昭和56年2月分の厚生年金保険料を控除した。」旨陳述している。

また、請求者と同様に、A社において昭和56年1月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B社において同年2月1日に同資格を取得している前述のC社の事業主及び元従業員は、「私も請求者も継続して勤務しており、当時の給与については、何も変わらなかったと思う。」旨陳述しているところ、当該事業主は、「給料が変わらないということは、請求期間に係る厚生年金保険料は、A社が控除していたはずである。」旨陳述しているが、当該陳述のみから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを具体的に確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500998号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600026号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年6月頃から昭和57年4月頃まで

昭和53年6月頃から昭和57年4月頃まで、A社に、正社員のB職として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、請求期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、並びにA社の事業主及び元同僚の陳述から、請求者が、請求期間前の昭和52年8月30日から請求期間中の昭和56年1月15日までの期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは請求期間後の昭和63年5月9日であり、請求期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった上、同社の事業主は、「当社は、請求者が勤務していた頃は、厚生年金保険に加入していなかった。厚生年金保険に加入するまでは、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」旨陳述している。

また、請求者が、請求期間当時の元同僚であったと記憶する者は、「私が入社した頃は、A社は厚生年金保険に加入しておらず、従業員は各自で国民年金に加入していた。その後、従業員が会社に対し、社会保険に入ってほしいと直談判し、平成になる少し前に会社が厚生年金保険に入ってくれた。厚生年金保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料を引かれていなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、請求者が、請求期間当時の元同僚であったと記憶する4人(前述の同僚を含む。)は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和63年5月9日に、同社において同保険の被保険者資格を取得している上、請求期間においては国民年金の強制加入被保険者であったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。